

【個人住民税】

◆給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計		給与所得の金額
551,000円未満		0円
551,000円以上	1,619,000円未満	収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上	1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上	1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上	1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上	1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上	1,800,000円未満	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円以上	3,600,000円未満	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上	6,600,000円未満	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上	8,500,000円未満	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額 - 1,950,000円

※ 給与を2か所以上から支給されている場合は、すべての給与収入を合計してから給与所得金額を求めます。

※ 子育て世代や介護世帯には負担が生じないように、所得金額調整控除の措置があります。上表は、所得金額調整控除前の金額です。

◆所得金額調整控除

介護・子育て世帯への所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、次の①～③のいずれかに該当する場合は、給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除します。

$$\text{所得金額調整控除} = \{ \text{給与等の収入金額 (上限1,000万円)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$$

- ① 本人が特別障害者に該当する
- ② 23歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

〈計算例〉給与収入が1,000万円で、本人が特別障害者の場合

給 与 所 得 控 除：195万円

所得金額調整控除：(1,000万円－850万円) × 10% = 15万円

⇒給 与 所 得 金 額：1,000万円－195万円－15万円 = 790万円

○令和6(2024)年度 住民税・森林環境税の計算例(給与所得の場合)

〔例〕

三好太郎さん(45歳)の場合

- ・給与の収入金額 7,500,000円
- ・社会保険料支払額 466,200円
- ・生命保険支払額 (旧) 138,000円
- ・個人年金保険料支払額 (旧) 150,000円

妻 好子さん(43歳 無収入)

長男 一郎くん(20歳 無収入)

長女 花子さん(17歳 無収入)

所得割額の計算	所得金額 A		(給与収入)	(給与所得額)
			7,500,000円 × 90% − 1,100,000円 = 5,650,000円	
	所得控除額 B		社会保険料控除額	466,200円
			生命保険料控除額	70,000円
			配偶者控除額	330,000円
			扶養控除額（一般）	330,000円
			扶養控除額（特定扶養（19歳～22歳））	450,000円
			基礎控除	430,000円
			計	2,076,200円
	課税所得金額 C (A−B)		5,650,000円 − 2,076,200円 = (千円未満切捨て) 3,573,000円	
所得割額	県民税 D	(税率) 3,573,000円 × 4% =	142,920円	
	市民税 E	(税率) 3,573,000円 × 6% =	214,380円	
調整控除	県民税 F	1,000円		
	市民税 G	1,500円		
均等割額	県民税 H	1,500円		
	市民税 I	3,000円		
森林環境税額	国税 J	1,000円		

住 民 税 額	県 民 税 K (D-F+H)	(百円未満切捨て)	
		142,920円 - 1,000円 =	141,900円
		141,900円 + 1,500円 =	143,400円
	市 民 税 L (E-G+I)	(百円未満切捨て)	
		214,380円 - 1,500円 =	212,800円
		212,800円 + 3,000円 =	215,800円
	計 (J+K+L)	1,000円 + 143,400円 + 215,800円 = 360,200円	

